

北海道消費生活相談員人材バンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、道内市町村における消費生活相談員(以下「相談員」という。)の人材確保を支援するため、北海道(以下「道という」)が行う相談員への就業を希望する有資格者等の把握、登録及び市町村への人材情報の提供等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、環境生活部くらし安全局消費者安全課(以下「消費者安全課」という。)に、北海道消費生活相談員人材バンク(以下「人材バンク」という。)を設置する。

(登録対象者)

第3条 人材バンクに登録することができる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 消費生活相談員資格を有する者(登録試験機関:独立行政法人国民生活センター、一般財団法人日本産業協会)
- (2) 消費生活専門相談員資格を有する者(独立行政法人国民生活センター認定)
- (3) 消費生活アドバイザー資格を有する者(一般財団法人日本産業協会付与)
- (4) 消費生活コンサルタント資格を有する者(一般財団法人日本消費者協会付与)
- (5) 消費生活相談員養成研修を修了した者(北海道・独立行政法人国民生活センター実施)
- (6) 消費生活リーダー養成講座を修了した者(一般社団法人北海道消費者協会実施)
- (7) 消費生活専門相談員資格取得講座を修了した者(公益社団法人全国消費生活相談員協会実施)

(登録申請及び人材バンクへの登録等)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者は、「北海道消費生活相談員人材バンク登録申請書(様式1)」に必要事項を記載し、消費者安全課長に提出するものとする。

- 2 消費者安全課長は、前項の申請に基づき、人材バンクへの登録を行うとともに、登録者リストを作成するものとする。
- 3 人材バンクに登録された者(以下「登録者」という)は、登録内容に変更が生じた場合、又は人材バンクへの登録を希望しなくなった場合には、速やかに、消費者安全課長に対し「北海道消費生活相談員人材バンク登録事項変更届出書(様式2)」を提出するものとする。
- 4 消費者安全課長は、前項の届出書を受理したとき、若しくは登録者リストの登録事項に変更が生じた旨の情報を得たときは、当該登録事項を速やかに変更するとともに、登録者に対し、少なくとも毎年度1回、登録内容を確認し、情報の適正な管理に努めるものとする。

(市町村等への登録情報の提供)

第5条 市町村長は、消費生活相談員の人材確保を目的として人材バンクへの登録情報の提供を受けようとするときは、「北海道消費生活相談員人材バンク情報提供申請書(様式3)」により、消費者安全課長に申請するものとする。

- 2 消費者安全課長は、市町村長から前項の申請があったときは、当該市町村の消費者行政担当課に対して登録者に関する情報を提供するものとする。
- 3 消費者安全課長は、市町村ごとの登録状況など、個人情報の保護に抵触しない範囲において、随時、登録情報を北海道のホームページ等において公開するものとする。

(登録者への情報の提供)

第6条 消費者安全課長は、随時、次の各号に関し、登録者に対する情報提供を行う。

- (1) 道内市町村等の相談体制や消費者行政に係る取組等に関する情報
- (2) 消費生活に関する講座、研修の案内
- (3) その他、消費生活相談員としての業務の遂行に有益と思われる情報等

(個人情報の取扱い)

第7条 消費者安全課長は、北海道個人情報保護条例（平成6年3月31日条例第2号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 市町村長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(採用状況の届出)

第8条 市町村長は、人材バンクを通じて登録者を相談員として採用したときは、速やかに「消費生活相談員採用届出書（様式4）」を消費者安全課長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、人材バンクの実施に必要な事項は消費者安全課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月6日から施行する。